



議案第四十九号

町税の納期及び徴収手続きの特例に関する条例の一部改正
について

次のとおり町税の納期及び徴収手続きの特例に関する条例の一部を改正することについて
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決
を求めらる。

昭和五十五年四月二十四日

三朝町長 松村 喬 成

昭和五十五年四月廿四日

原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎

三朝町条例第 号

町税の納期及び徴収手続きの特例に関する条例の一部を改正する

条例

町税の納期及び徴収手続きの特例に関する条例（昭和四十四年三朝町条例第九号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「年額を前項の納期の数で除して得た額とする。」を「税目ごとに、その税額を前項の納期の数で除して得た額の合計額とする。」に改め、同条第三項中「前項の規定による各納期の納付額に十円」を「前項の規定により除して得た額に百円」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 一の納税義務者にかかる町税の合計額又は各税目ごとの年税額が、前項の規定による均等割額に相当する金額以下であるときは、前二項の規定にかかわらず最初の納期にその全額を徴収又は最初の納期の納付額に合算する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和五十五年度分の町税から適用する。